

# わたしは消費者

季刊  
No.150  
平成29年12月1日

## トピック JAS制度の見直し

- JAS制度の見直しと今後の展開方向 ..... 1～5P  
はじめに  
1. JAS制度見直しの趣旨  
2. 新たなJAS制度の概要  
3. 今後のJAS規格・認証の展開方向  
おわりに
- 安全性に関する調査・商品テストについて ..... 6～8P  
1. 安全性に関する調査・商品テストの実施  
2. スマートフォンの安全な使用に関する調査結果  
3. つけ爪やまつげエクステーションに使用する接着剤に関するテスト結果  
4. おわりに

## JAS制度の見直しと今後の展開方向

農林水産省食料産業局食品製造課 食品規格室長 松本 修一

### はじめに

「JAS」マークでお馴染みのJAS (Japanese Agricultural Standard) 制度は、本年6月の農林物資の規格化等に関する法律 (JAS法) の改正により大きく変わりました。

今回の改正により、JAS制度は、食品・農林水産品の品質だけでなく、製法などの特色、食品事業者の技術や取組など、食品・農林水産品にまつわる多様な価値を「見える化」し、事業者にとっては競争力強化のツールとして、一般消費者にとっては商品選択の指標として、より活用しやすいものとなりました。

本稿では、今回のJAS制度の見直しの趣旨と概要、さらに今後のJAS規格・認証の展開方向についてご説明いたします。

### 1. JAS制度見直しの趣旨

(1) 従来のJAS制度は、食品・農林水産品の品質に関する規格 (JAS規格) を設け、一定の品質

を保証する公的枠組みとして、粗悪品を排除し市場に出回る商品の品質の改善を後押しするとともに、その商品の品質に関する供給者の説明・証明と需要者の選択を容易にするなど、取引の円滑化や一般消費者の合理的な選択に寄与してきました。この間、消費者保護の社会的要請の高まりに応え、一般消費者が品質を識別するために必要な表示を事業者に義務付ける品質表示基準制度もJAS法に位置付けられ、JAS制度とともに一般消費者の選択に貢献してきました (なお、食品の品質表示基準制度は、平成27年、食品表示法に一元化されました)。

(2) しかし、近年、市場に出回る商品の品質が総じて高まる中、食品・農林水産品に対するニーズは、品質はもとより、例えば、環境に配慮しているかといったものにも拡大するなど多様化し、従来のJAS規格で定める品質以外の価値が商品選択において重視されてきています。

他方、日本各地には、「伝統的な製法」など、原材料や成分などの品質では表現できない特色ある銘品が溢れています。その特色が見える化されていないために埋もれてしまっているケースが数多く存在しています。

こうした中、品質以外の価値の見える化を進めることは、食品・農林水産品に対する多様なニーズに対応し得るとともに、供給者にとっては自らの商品・技術や取組の説明・証明、アピールの手段に、需要者にとってはその価値を認識するチャンスにつながるものです。

(3) また、食のグローバル化が進む中、海外市場では、文化、価値観、商慣行が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、商品・技術や取組の確かさを担保する手段として規格・認証が重視されています。近年では、海外の取引先から、食品の安全管理が適正に実施されている担保として、GAP<sup>(注1)</sup>、HACCP<sup>(注2)</sup>等を内容とする規格(GLOBAL G.A.P.<sup>(注3)</sup>、FSSC22000<sup>(注4)</sup>など)の認証取得を求められるケースが増大しています。また、海外の取引先に対し、JAS規格の内容を示しながら認証取得を説明し品質や管理技術の確かさについて信頼を得ているケースも多く見受けられます。このように、規格・認証により商品・技術や取組の内容を見える化すれば、サプライヤーは客観的で説得力のある説明や証明、アピールが容易に、バイヤーは確かなものとの判断が容易になり、海外との取引も円滑化することとなります。

さらに自国の事業者に取り組みやすく有利に働く規格・認証の国際的な影響力を高めるため、各国は、国内の規格・認証を国際的に通用するものとする取組のほか、CodexやISO、さらに食品安全分野において近年強い影響力を有するGFSI(Global Food Safety Initiative)<sup>(注5)</sup>などの国際的な枠組みを通じ国内規格を国際規格化する取組など、

自国に有利な競争環境の整備に取り組んでいます。

我が国も、農林水産・食品分野の輸出力強化が課題となる中、海外との取引に当たっては規格・認証を戦略的に制定・活用していくことが重要です。特に、海外に馴染みのない商品・技術や取組であっても、規格・認証の制定・活用により説明や証明、信頼の獲得が容易になります。我が国の「強み」を規格として定めて取引に活用すれば、海外へのアピール力が向上し、輸出力強化に大きく寄与することとなります。

さらに、我が国の事業者に取り組みやすく有利に働く規格・認証の国際化も併せて進め、国際的な影響力を高めていくことも急務です。

こうした中、平成28年11月に決定された農業競争力強化プログラムでは「日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据えたJAS規格の充実・普及を図る」ことと位置付けられるに至りました。

(4) このような課題に対応し、食品・農林水産品に対するニーズの多様化に応えるとともに、事業者の競争力を高めるツールとして「強み」のアピールにつながる規格・認証を戦略的に制定・活用し得るよう、多様な規格を定められるようにするなど、JAS制度の見直しを行うこととしたものです。

## 2. 新たなJAS制度の概要

(1) 従来のJAS制度は、食品・農林水産品の品質基準を内容とする規格(JAS規格)を農林水産大臣が制定し、事業者は、農林水産大臣に登録された第三者機関の認証を受けてJAS規格に適合する食品・農林水産品にマーク(JASマーク)を表示できる枠組みです。

(2) 他方、今回のJAS制度の見直しにおいては、多様な価値を見える化し得るよう、これまで品質基準に限定されてきたJAS規格の対象を、①食品・農林水産品の生産・流通プロセス、②事業者による食

(注1) 農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を目指すための取組。

(注2) 食中毒等の原因となるものを予測して管理・記録する取組。

(注3) GLOBAL G.A.P.はドイツの民間団体が策定した、GAPの要素を取り入れた規格。

(注4) FSSC22000はオランダの民間団体が策定した、HACCPの要素を取り入れた規格。

※注3・注4については、いずれも後述のGFSIに承認された規格であり、国際的に広く活用されている。

(注5) 国際展開する食品企業からなる民間組織による枠組み。

品・農林水産品の取扱方法、③食品・農林水産品を取り扱う事業者の経営管理方法、④食品・農林水産品の試験方法にまで拡大し、多様な規格を制定することができるようにしています。【図1】

さらに、JAS規格に適合している場合には、それぞれその内容が分かるJASマークの表示が可能となります。【図2】

(3) また、JAS規格の対象の拡大に併せて以下の見直しを行っています。

- ① 多様なニーズに対応したJAS規格の制定・活用につなげるため、JAS規格案を民間から提案しやすい手続を整備
- ② 現行の認証の枠組みを拡充するとともに、試験方法のJAS規格を制定できるようにしたことに対応して、国際基準に適合する試験機関を農林水産大臣が登録する登録試験業者制度を創設
- ③ 一見して認証内容が分かるマークを表示するなど、新たなJAS規格に対応したJASマークの表示の枠組みを整備

### 3. 今後のJAS規格・認証の展開方向

(1) 今後は、1において述べた課題に対応していくため、新たなJAS制度の下、従来のような国内市場に出回る商品の品質の平準化を目的とするJAS規格だけでなく、その認証取得が海外市場も含めて訴求力の高いものとなるよう、差別化につながるJAS規格も定めていくこととしています。例えば、「最先端の技術」「こだわりの取組」など、事業者や産地の「強み」となり得る特色を規格化して見える化すれば、差別化につながります。我が国特有の「強み」をJAS規格として定めて海外との取引に活用すれば、海外へのアピール力の向上に直結します。

さらに、JAS規格・認証を足掛かりとする国際規格の制定のほか、日本の独自性を特にアピールしたい場合には、海外におけるJAS規格・認証そのもののプレゼンスを高めていくなど、JAS規格・認証の国際的な影響力を高めていくこととしています。【図3】  
その際、食品安全分野については、GAP、HACCP等

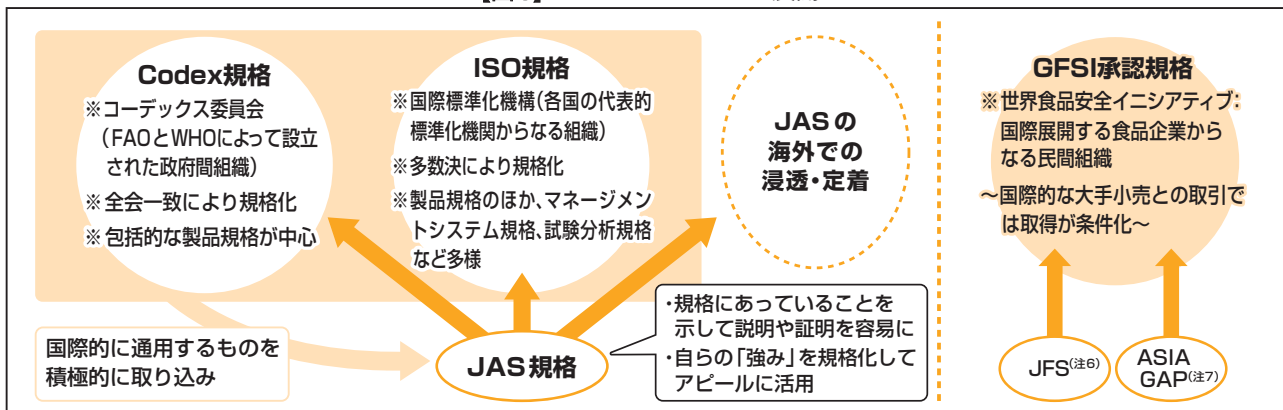
【図1】定められるJAS規格とマーク

対象	内容(例)	JASマーク
産品	品質・仕様	産品に表示可
	生産プロセス 流通プロセス	
事業者	事業者による特定の栽培管理や飼養管理、品質・衛生管理、保管・輸送管理、販売管理、料理の調理や提供方法の規格など 官能評価員など、技量・力量に関する規格など	事業者の 広告に 表示可
	製品の取扱方法	
	経営管理方法	事業者による労務管理、社会貢献に関する規格など
試験方法	成分の測定方法・DNA分析方法の規格など	試験証明書 に表示可

【図2】分かりやすいJASマーク表示



【図3】グローバルなJASの展開



(注6・注7) JFS, ASIAGAPはいずれも日本の民間団体が策定した規格。JFSはHACCPの要素を、ASIAGAPはGAPの要素をそれぞれ取り入れている。

を内容とする民間規格が既に存在し、国際的にも影響力を有していることから、これらの民間規格の認証取得を推奨し、JAS規格・認証は、付加価値が見える化するツールとして制定・活用していくことを想定しています。

なお、このように商品・技術や取組の内容が見える化することは、一般消費者にとっても、産品やサービスについて、客観的で信頼性の高い情報が提供され、商品選択に当たっての判断材料が格段に増大します。この結果、合理的な選択の機会が確保されるなど、一般消費者の利益を保護するJAS規格の機能も更に充実したものになります。

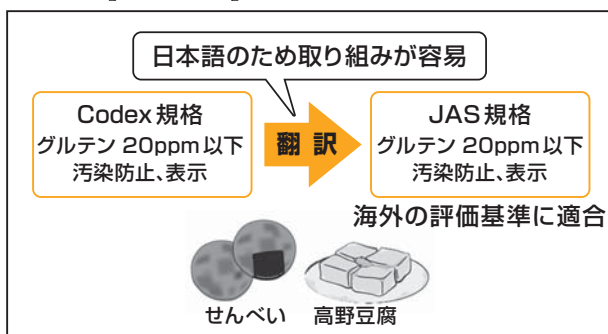
(2) それでは、新たなJAS制度の下、今後想定されるJAS規格・認証の制定・活用の簡単なイメージをいくつかご紹介いたします。

### 【イメージ1】グルテン配慮食品

グルテンは主に小麦に含まれる成分ですが、海外を中心にグルテンを含まない食品には根強い人気があります。このため、こうした食品の国際規格として既に存在するCodex規格と同じ基準をJAS規格においても定め、認証を取得していただければ海外市場における高評価に直結します。

例えば、海外で馴染みのないせんべいや高野豆腐については、日本の伝統食品としてだけでなく、グルテン配慮食品としてアピールしていくことにより、輸出力の強化につながるのではないのでしょうか。

【イメージ1】グルテン配慮食品の規格



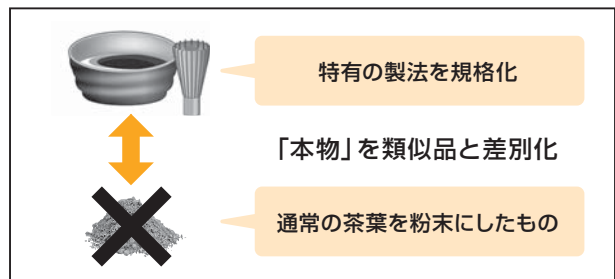
### 【イメージ2】伝統製法の抹茶

今、抹茶が海外で人気を博しています。こうした中、国際市場には、抹茶人気に便乗し質の悪い茶葉の粉末も「抹茶」と称して相当の出回りを見せています。

このため、例えば、日光を遮って栽培した茶葉を炉で乾燥させて臼で挽くという日本の伝統的な抹茶の製法を規格として定め、「本物」として認証を取得すれば、こうした粗悪品と差別化が容易になります。

製法などのプロセスの規格は、「こだわり」等の品質では表せない特色が見える化するものです。出荷後に品質が変化する産品でもその特長の効果的なアピールが可能となります。

【イメージ2】伝統製法の抹茶の規格

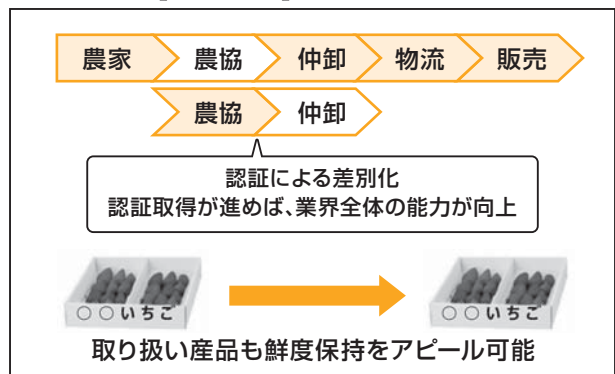


### 【イメージ3】鮮度管理

生鮮品の鮮度は非常に重要です。他方、その商品がどのような温度管理の下で保管・輸送されてきたものであるかを実需者、一般消費者が知るとは困難です。

こうした中、例えば、事業者による食品・農林水産品の定温保管・輸送方式を規格化し、そうした保管・輸送を行う能力を有する事業者が認証を取得すれば、その事業者の能力が客観的に示されることとなります。産地で予冷した産品が市場で常温に置かれて鮮度を失うといったケースもある中で、定温保管・輸送の能力を有する農協、仲卸が認証を取得すれば、農家に対しても販売業者に対してもアピールが可能になります。販売業者の「新鮮」との謳い文句もその根拠がはっきりしたものとなります。

【イメージ3】鮮度管理の規格



(3) 最後に、新たに定められる試験方法のJAS規格についてご紹介します。

これまでに紹介してきた規格は、一定の基準を設定し、その基準に適合しているかどうかという「合否」の基準を定めるものです。例えば、90点という基準をJAS規格として設定し、90点に達していれば認証が得られJASマークが表示できるというものです。

これに対し、試験方法の規格は、合否の基準ではなく、採点方法を定めるものです。「JAS規格で定める採点方法で採点すると、従来品は60点、新製品は90点。したがって、1.5倍増」といった使い方を想定しています。

本来、商品の優劣を比較するためには、それぞれの性能を同じ方法で評価する必要があります。例えば、自動車の燃費が一見20km/Lだったとしても、測定方法がバラバラであれば「燃費性能に差がない」と単純には判断できません。ブレーキと加速を繰り返す測定方法と、一定速度での走行を継続する測定方法であったなら、20km/Lの意味合いは全く異なります。【図4】

【図4】(例) 燃費の試験方法

	日本車	米国車	欧州車
燃費	20km/L	20km/L	20km/L
試験方法	JCO8モード	LA#4モード	NEDCモード

試験方法のJAS規格は、このように、商品の優劣を客観的に評価するための試験の方法を公定化するものです。

これにより、例えば、優位性のある商品の品質・性能の高さを客観的に証明し、アピールにつながるということも可能です。特に、試験方法のJAS規格にあっては、商品の特色、事業者の技術や取組の内容を見える化するものではなく、特色や技術・取組に起因する結果(品質・性能)を客観的に比較するものですので、ノウハウなどの営業秘密や「秘伝」を秘匿したまま優位性のアピールが可能です。

一般消費者にとっても、共通のモノサシ(試験方法)により比較が行われるため、優劣が客観的に分かるメリットがあります。

#### 【イメージ4】臭み成分の試験方法の規格

養殖魚は、一般に臭みが強いと言われています。しかし、我が国では、事業者や産地独自の技術により臭みを抑えた天然と遜色のない養殖魚が生産されています。

この場合、例えば、魚の臭み成分の測定方法を規格化し、一般養殖や天然などと比較することにより、自社の養殖技術の高さを客観的に証明することができます。ノウハウをオープンにすることなく優位性のアピールが可能です。一般消費者にとっても、根拠あるデータに基づいて優劣を判断することが出来るメリットがあります。

【イメージ4】臭み成分の試験方法規格

魚臭さ成分 $\alpha$ 測定方法	一般養殖	天然	独自の 養殖方法
	10	1	1

農林水産大臣の登録を受けたISO基準を満たす試験所の測定結果

登録試験所A  
証明書 JAS  
 $\alpha$ 含有量 1

養殖技術の高さをアピール  
「天然物と遜色なし!」  
「安定供給を実現!!」

#### おわりに

新たなJAS制度では、事業者からのご提案をいただいで社会で役立てられる規格を制定していくこととしています。こうしたJAS規格のご提案その他のお問い合わせにつきましては、以下の窓口までお寄せください。

#### JAS規格のお問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品製造課食品規格室  
TEL : 03-6744-7182  
MAIL : jas\_soudan@maff.go.jp  
URL : <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

# 安全性に関する調査・商品テストについて

東京都生活文化局消費生活部生活安全課



## 1. 安全性に関する調査・商品テストの実施

東京都生活文化局消費生活部生活安全課では、商品・サービスによる危害の防止を目的として、東京都消費生活条例（以下「条例」という。）に基づき安全性調査等を行い、調査結果をもとにした都民への情報提供、必要に応じて事業者に対する措置及び国への提案要求等を行っています。

主な調査として、条例第9条に基づく安全性調査（以下「安全性調査」という。）と条例第40条に基づく商品テスト（以下「商品テスト」という。）がありますが、このたび、安全性調査においては「スマートフォンの安全性」に関して、商品テストにおいては「つけ爪やまつげエクステンションに使用する接着剤」に関して取り上げ、調査・分析を行いましたので、その結果をお知らせします。

## 2. スマートフォンの安全な使用に関する調査結果

スマートフォンの世帯保有状況は、平成26年度には64.2%（注1）となり、国民の3人に2人が保有しているという状況です。今やスマートフォンは、10代の若者も含め、日常生活において欠かせないコミュニケーション手段ともいえるのではないのでしょうか。

本調査では、東京都在住のスマートフォンを日常的に使用している10代以上の男女1,005人を対象に、スマートフォンに関する意識、使用実態、危害等経験のアンケート調査と、スマートフォンの温度上昇調査を行いました。

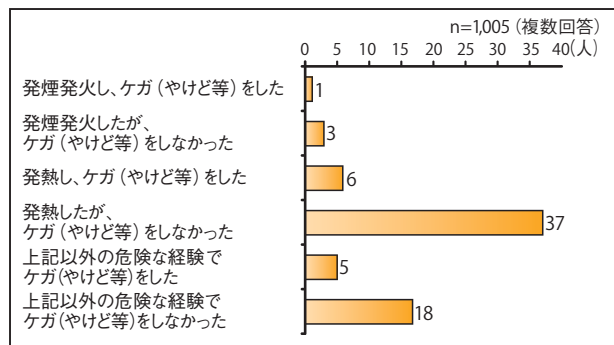
### (1) スマートフォンによるケガ、やけどをした経験等

- ① スマートフォンによってケガ、やけどをした経験、危なかった経験等があったとの回答は70件ありました。
- ② ①の経験があった中の約7割（47件）が発煙・

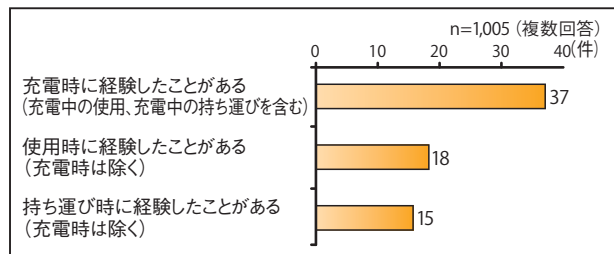
発火・発熱によるものでした。【図1】

- ③ 場面別での最多は充電時の37件でした。【図2】
- ④ 充電中では、発煙・発火したケースや発熱によりやけどしたケースもありました。

【図1】 スマートフォンによるケガ、やけどをした経験、危なかった経験等の状況



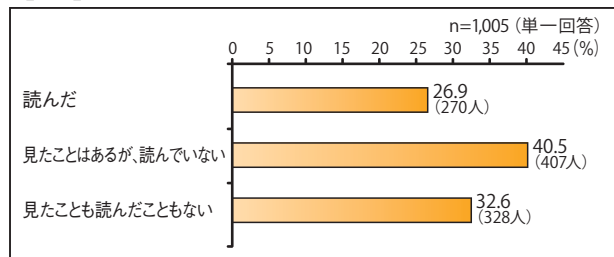
【図2】 スマートフォンによるケガ、やけどをした経験、危なかった経験等の場面



### (2) 安全な使用に関する注意事項の確認状況

7割以上の方が、スマートフォンの使用にあたって安全な使用に関する注意事項を読んでいませんでした。

【図3】 端末の安全な使用に関する注意事項の確認状況



（注1）総務省「平成26年度通信利用動向調査」より

### (3) 火災ややけどの原因となる使い方に対する意識

取扱説明書等で示されている危険な使用方法等を参考に、危険だと思われる使い方について訊ねたところ、火災ややけどの原因となる「使用中や充電中に布団などで覆ったり包む」を危険だと思っている人や、「汗による水濡れ」を危険と感じている人はいずれも3割未満で、7割以上の人は危険だと思っていないことがわかりました。

また、約2割の人が就寝中、ベッドや布団などの上に端末を置いて毎回充電していました。

### (4) スマートフォンの使用状態における温度上昇調査

スマートフォン3検体を用いてアプリケーションを起動し、毛布で包んだ状態における温度上昇を調べたところ、いずれも充電の有無に関わらず最高温度は50℃を超え、身体に長時間接することで低温やけどが起こり得るといわれている温度まで上昇しました。

スマートフォンを毛布で包み、継続的に就寝中の人の体温と同等の温度を与えた場合には、温度が早く上昇する傾向があることもわかりました。

### (5) 消費者へのアドバイス

- ① スマートフォンを布団や毛布で覆ったり包んだ状態で充電やアプリケーションを起動したままにしていると機体が発熱します。長時間肌にふれたままにしておくと低温やけどを起すおそれがあるので注意しましょう。
- ② 取扱説明書等で危険な使い方とされている「使用中や充電中に布団などで覆う・包む」や「水や汗に濡らす」ことは、発煙・発火など火災の原因になります。スマートフォン使用に当たっては、取扱説明書などで危険な使い方をよく確認し、正しく使用しましょう。

## 3. つけ爪やまつげエクステーションに使用する接着剤に関するテスト結果

つけ爪やまつげエクステーションは、おしゃれ

を気軽に楽しめるものとして、近年、大人だけでなく若者においても人気が出るなど、身近なアイテムとなっています。

しかし、「接着剤の揮発成分が目にしみて目が充血した」など、使用される接着剤に起因した消費者相談も寄せられています。

現在、つけまつげ等用の接着剤については、有害物質の一種であるホルムアルデヒド<sup>(注2)</sup>の溶出量に関する法規制<sup>(注3)</sup>がありますが、つけ爪及びまつげエクステーション用接着剤については、成分、表示等に関する法規制はありません。

本テストでは、つけ爪、まつげエクステーション用の市販の接着剤各10種類について、成分等表示に関する調査、ホルムアルデヒド溶出量、放散量の測定テストを行いました。

### 危害危険事例

ネイルサロンで甘皮の処理の後、はれと痛みが治まらず、爪の回りに白いカビ状のものが付着してきた。

ネイルサロンで施術を受けたが、翌日から爪が黄ばんできた。やり直してもらったが、後から付けたものがまた浮き出て黄ばんだ。

無料情報誌で見つけた店でまつげエクステーションを装着したところ、すぐに目が充血した。診療の結果、接着剤が原因と判明した。

まつげエクステーションの施術中から接着剤の揮発成分が目染みて充血し、涙が出る。

プロ用のまつげエクステーション用接着剤をインターネット通販で購入した。3度目に使用した際に、揮発した成分が目染みて涙が止まらなくなった。

東京都の消費生活相談窓口へ寄せられた相談

### (1) 表示調査

- ① 自主的に表示されているものがある一方、成分や取り扱い上の注意、問い合わせ先も含めて一切の表示がないものもありました。

(注2) 繊維製品の防しわ、防縮のための加工や合板の接着剤として使用される化学物質の一種。その一方、皮膚接触による皮膚炎を起こしたり、粘膜に対する刺激性があり目がチカチカする、涙や鼻水が出る等の症状を起すことが知られている。

(注3) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(以下「家庭用品規制法」という。)

② 次のような状況も見られました。

- ・日本語以外の表記のみのもの
- ・本体と広告とで、成分表記に相違
- ・まつげエクステンション用接着剤の一部に「セルフ用」と記載

### (2)ホルムアルデヒドに係る試験

テストを行った全てのつけ爪及びまつげエクステンション用接着剤からホルムアルデヒドの溶出及び放散を確認しました。

なお、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤には成分に関する規制及び定められた試験法がなく、つけまつげ等用の接着剤とは常温で身体に使用するという点で共通していることから、今回のテストは、家庭用品規制法の試験法を準用したのですが、成分特性に応じたつけ爪及びまつげエクステンション用接着剤の試験法の検討が必要であることがわかりました。

### (3)消費者へのアドバイス

① つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤

から溶け出したり、揮発したホルムアルデヒドをはじめとする化学物質が爪や目及びその周辺の皮膚に接触したり、吸い込むことによって影響を与え、危害の一因となるおそれがあります。

異常を感じたら、直ちに使用を中止し、接触した部分を水で洗い流し、速やかに医療機関を受診してください。受診時にはつけ爪やまつげエクステンション等を行ったことを医師に告げましょう。

② 身体に使用する接着剤の中には、含有成分を確認できないものがあり、成分によってはアレルギーを引き起こすおそれがあることから、過敏体質の方は、特に注意が必要です。

まつげエクステンションの施術は、美容師免許を有する者が美容所で行う必要があります。施術を受ける場合は美容所での美容師による施術であることを確認し、事前にカウンセリングを十分に受けてから施術を受けるようにしてください。

### (4)国・事業者への要望

国に対し、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤をはじめとした身体に使用する接着剤について、成分等の表示に関し、法規制等による表示の適正化に向けた対策の推進を要望しました。また、つけ爪及びまつげエクステンション用接着剤について、試験法を含めたホルムアルデヒド等有害物質に関し、法規制等による安全性確保に向けた対策の推進も要望しました。

接着剤の製造事業者の団体等に対し、つけ爪、まつげエクステンションに使用する接着剤の安全性確保について一層の対応を図ることを要望しました。

## 4. おわりに

東京都消費生活総合センターでは、商品・サービスによる事故や不具合等による消費者からの相談について、事故原因を究明し、相談窓口の相談解決に資する技術的支援を行う相談テストを行っています。

一方、当課では、東京都消費生活総合センター等に寄せられた商品・サービスの危害・危険に関する相談をはじめ、さまざまな手段で収集した事故等の情報をもとにテーマを選定し、安全性調査を実施しています。また、商品テストは、事故情報の収集分析や、類似・多発するおそれがあるなど、詳細な調査が必要な商品を抽出・選定し、テストを行っています。

東京都では、消費生活相談をはじめ多様な情報を収集して重層的に調査分析を実施し、都民への情報提供につなげることなどにより、商品等に起因する危害・危険の再発防止及び未然防止を図っています。